

教職員定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持 及び拡充を求める意見書

未来を担う子供たちが夢や希望をもち、健やかに成長することは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では依然として、いじめや不登校、非行問題行動や貧困問題など、子供たちを取り巻く教育課題が山積している。一方で、教職員の長時間労働が指摘される中、新しい学習指導要領による授業時間数等の増加や、障害のある児童生徒や外国人児童生徒への適切な指導対応により、一人ひとりに応じた支援のための十分な時間を、教職員が確保できない課題に直面している。

こうした課題に対処しつつ、すべての子供たちに行き届いた教育を行うには、教職員定数の改善が不可欠であるが、国は平成17年度に第7次教職員定数改善計画が終了後10年以上にわたり、新たな改善計画を定めてはいない。一部、通級による指導や外国人児童生徒等への日本語指導を行う教員について、基礎定数化により今後10年間で配置拡大を図ることとされたものの、その他の教育課題への対応はいまだ十分な状況とは言えない。

また、子供たちは全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられており、自治体財政を圧迫している。教育の機会均等と水準確保のためには、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たすべき大きな責任である。

よって、政府に対し、平成30年度の政府予算編成に当たり、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 少人数学級の更なる拡充を含めた教職員定数改善計画を早期に策定し、実施すること
- 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月20日

東海市議会議長 井上 正 人